

I Cカード特約

令和2年2月10日改正

令和2年4月 1日適用

1. 特約の適用範囲

- (1) この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードのうち、I Cチップが付加された付加されたキャッシュカード（以下「I Cカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

2. I Cカードの利用

I Cカードは、次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫所定のI Cカードが利用できる預金機を使用して預金に預入れをする場合
- ② 当金庫所定のI Cカードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当金庫所定のI Cカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当金庫所定の取引をする場合

3. 1日あたりの払戻限度額・回数

- (1) 当金庫は当金庫および支払提携先のI Cカード対応支払機を利用した1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しはI Cチップ提供機能を利用した払戻しとI Cチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当金庫および支払提携先のI Cカード対応支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫および支払提携先のI Cカード対応支払機による1日あたりの払戻回数は、I Cチップ提供機能を利用した払戻回数とI Cチップ提供機能を利用しない払戻回数のそれぞれについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

4. 振込カード機能

- (1) 当金庫の I C カード対応振込機を利用して振込を行う場合には、I C カード対応振込機の画面指示に従って必要な操作をすることにより、I C チップ内に当該振込にかかる振込先に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を、当金庫所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) I C チップ内に蓄積された振込情報は、I C チップが故障した場合には復元できません。また、I C カードを再発行する場合には、新しい I C カードには当該振込情報は引き継がれません。

5. 特約の変更

- (1) この特約の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上